



うえの事務所通信

新型コロナが5類となり、GWは外国人インバウンドの客足も戻ってきているようです。皆様はGWはいかが過ごされましたか。上野は、横浜の親戚宅に一泊したのと海に二回程行きました。まだ朝は肌寒いですが、海にはサーファーがたくさんいます。

私は労働判例という判例雑誌を定期購読しています。その裁判例の中で、とても驚いた裁判例があったので、ご紹介します。こちら日本郵便事件（札幌高判令和3年11月17日）というもので、社員による100回以上にわたる旅費等の不正受給を理由とする懲戒解雇が無効とされたものです。

横領者は、社用車で出張先に赴きながら出張後に公共交通機関の利用料相当額の旅費の支給を受けたり、私的に利用するためのクオカード分が上乘せされた宿泊費を請求して実費を上回る宿泊費の清算を受けたりしていました。横領額は54万2000円に上ります。

問題行為の中でも横領行為は比較的懲戒解雇が認められやすい類型であり、100回以上で50万円以上の横領ですから、解雇が認められても良いと思うのですが（実際、地裁は解雇有効でした。）、高裁では解雇無効となり最高裁も解雇無効を是認しました。

解雇無効とされた理由は、他の横領者との均衡です。他の横領者の中には200万円以上横領した者もいました。その横領者への処分は3カ月の停職でした。それにもかかわらず今回の訴訟の原告には懲戒解雇はあまりに重すぎるというのが判決理由です。

おそらく元々横領発覚前から問題行動がみられる社員で、会社は目を付けていて横領が発覚したので渡りに船ということで解雇したのでしょう。裁判所はそのような解雇は認めないということです。確か

に他のもっと横領額が大きい社員が停職なのに原告が懲戒解雇は重すぎると思います。

裁判の原告が横領発覚前にしていたと考えられる問題行動に対して横領発覚前から何らかの懲戒処分をしていれば今回は2度目の処分になりますから懲戒解雇が有効となった可能性があります。その他、懲戒解雇と共に普通解雇をしていれば普通解雇は有効という結論になった可能性があると思っています。



館林に停車中のスペーシア

私は鉄道マニアという程ではないですが、電車や時刻表を見るのが好きです。

先日、館林駅付近は走行しないスペーシア（100系列車）がなぜか館林駅付近に停車していました（スペーシアは普段浅草⇄日光を走っていて館林付近は走りません。北千住で見かけることはありますが館林では初めて見ました。）。

車で踏切を渡っているときに気づいたので、直ぐに車を止めて見に行きました。

すると、私の後ろを走行していた車も止まって中から私と同年代の女性が出てきて私と同じように電車を見に行っていました。写真を撮影しやすい辺りには写真撮影をしている人が何人かいて、三脚を持ってきている人もいました。私も三脚を借りてパチリ。館林駅付近でスペーシアを撮れて満足です。



セミナーのご案内

今年6月に社会保険労務士様、経営者様向けのセミナーを開催いたします。

Zoomを用いたオンラインセミナーとなっておりますので、この機会にぜひご参加ください。



社会保険労務士様向け

<こんな先生方におすすめ>

- ◆顧問先からやる気や生産性に問題のある社員について相談されている
- ◆退職勧奨の具体的な方法について知りたい

<開催日時>

2023年6月1日(木) 10:00~11:45 @Zoom
2023年6月6日(火) 10:00~11:45 @Zoom

※全日同内容

<参加費>

- ◆無料



社労士先生向け勉強会
お申し込みはこちら！

経営者様向け

<こんな経営者様におすすめ>

- ◆問題社員への対応方法に悩んでいる
- ◆勤怠が不良な社員、たびたび連絡のつかなくなる社員がいる

<開催日時>

2023年6月13日(火) 10:00~11:30 @Zoom
2023年6月15日(木) 10:00~11:30 @Zoom
2023年6月21日(水) 10:00~11:30 @Zoom

※全日同内容

<参加費>

- ◆無料



経営者様向けセミナー
お申し込みはこちら！